

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

- 1 当該「和寿園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所（以下、事業所という。）」が提供するサービスについての相談

窓 口 「和寿園外部サービス利用型指定特定施設」事務所受付窓口
電 話 079-593-0069
FAX 番号 079-593-0070
担当窓口 介護支援専門員 今西 美幸
※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 サービスの内容

（1）基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

（2）受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

指定訪問介護 和寿園指定訪問介護事業所 兵庫県丹波篠山市高屋24番地

指定訪問看護 訪問看護ステーション コスモス

兵庫県丹波篠山市大沢2丁目9番地7

指定通所介護 和寿園指定通所介護事業所

兵庫県丹波篠山市高屋19番地2

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

指定訪問入浴介護

指定訪問リハビリテーション

指定通所リハビリテーション

指定福祉用具貸与

（3）設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 居室

当施設は個室です。合計50人が定員です。

入所後は、利用者の状況に応じて居室変更する場合があります。

◎居室移動に関する事項

- (ア) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号

に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望に居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
 - 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
 - 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
 - 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき
- (イ) 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。
- (ウ) 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。
- (エ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- (オ) 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。
- (カ) 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に回復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食事

朝食 午前 8時00分～8時30分

昼食 午後11時45分～0時15分

夕食 午後 6時00分～6時30分

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

- ③ 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。
- ④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談して下さい。

⑥ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への外来を受診いたします。また、診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。

(介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

3 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金 (報酬告示関係 1単位：10円)

① 基本サービス利用料 (特定施設介護基本サービス費)

一日あたりの料金 84単位：840円

一日あたりの利用者負担 84円

② 障害者等支援加算 (対象者のみに算定)

- 一日あたりの料金 20単位：200円
 一日あたりの利用者負担 20円
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅰ
 一日あたりの料金 22単位：220円
 一日あたりの利用者負担 22円
- ④ 協力医療機関連携加算
 一月あたりの料金 100単位：1,000円
 一月あたりの利用者負担 100円
- ⑤ 受託居宅サービス利用料 (報酬告示関係 1単位：10円)
 利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。
- ⑥ 別途サービス加算費として、介護職員等処遇改善加算Ⅰ 12.8%が上乗せになります。
- ⑦ 負担割合2割・3割の方は、利用者負担額が変わります。

ア「指定訪問介護」

身体介護が中心である場合（1サービス利用あたり）

15分未満の料金	94単位：	940円	利用者自己負担額：	94円
30分未満の料金	189単位：	1,890円	利用者自己負担額：	189円
45分未満の料金	256単位：	2,560円	利用者自己負担額：	256円
1時間未満の料金	341単位：	3,410円	利用者自己負担額：	341円
1時間15分未満の料金	426単位：	4,260円	利用者自己負担額：	426円
1時間30分未満の料金	511単位：	5,110円	利用者自己負担額：	511円

1時間30分以上については、548単位に所要時間から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割の額です。

生活援助が中心である場合（1サービス利用あたり）

15分未満の料金	48単位：	480円	利用者自己負担額：	48円
30分未満の料金	94単位：	940円	利用者自己負担額：	94円
45分未満の料金	142単位：	1,420円	利用者自己負担額：	142円
1時間未満の料金	190単位：	1,900円	利用者自己負担額：	190円
1時間15分未満の料金	214単位：	2,140円	利用者自己負担額：	214円
1時間15分以上の料金	256単位：	2,560円	利用者自己負担額：	256円

通院等乗降介助

1回の料金	85単位：	850円	利用者自己負担額：	85円
-------	-------	------	-----------	-----

イ「指定通所介護」（通常規模型：7時間以上8時間未満）

要介護1の料金	592単位：	5,920円	利用者自己負担額：	592円
要介護2の料金	699単位：	6,990円	利用者自己負担額：	699円
要介護3の料金	810単位：	8,100円	利用者自己負担額：	810円
要介護4の料金	921単位：	9,210円	利用者自己負担額：	921円
要介護5の料金	1033単位：	10,330円	利用者自己負担額：	1,033円

ウ「指定訪問看護」（指定訪問看護ステーションの場合）

20分未満の料金	283単位：	2,830円	利用者自己負担額：	283円
30分未満の料金	424単位：	4,240円	利用者自己負担額：	424円
30分以上1時間未満の料金	741単位：	7,410円	利用者自己負担額：	741円
1時間以上1時間30分未満の料金	1015単位：	10,150円	利用者自己負担額：	1,015円

以下については、施設の規模等により単位及び加算が異なりますが、標準的な単位を掲示します。

エ「指定訪問リハビリテーション」(病院又は診療所)

1日の料金 277 単位： 2,770 円 利用者自己負担額： 277 円

オ「指定福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に 10 円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の 1 割の額です。

(2) 支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月 25 日に利用者名義の中兵庫信用金庫丹南支店の口座(口座がない場合には新規に開設していただきます。)より銀行振替にてお支払いいただきます。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

4 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設における苦情の受付

①利用者相談・苦情窓口及び②その他

当該施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。

○苦情受付窓口

(担当者) 今 西 美 幸

〔職 名〕 介護支援専門員

受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:30 迄

○苦情解決責任者

〔氏 名〕 瀧 脇 大 史

〔職 名〕 管理者(施設長)

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方との話し合いによって円滑な解決に努めます。

事業者以外に、苦情解決第三者委員(事務所入り口に氏名、住所を掲示してあります。)、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

以下に、第三者委員等の直接苦情受け付け先も併せて明示します。

第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために、双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。

○第三者委員(3名)

〔氏 名〕 岡 やよい (連絡先 079-593-0515)

〔氏 名〕 熊谷 満 (連絡先 079-552-0850)

〔氏 名〕 佐藤 美鈴 (連絡先 079-593-1025)

(2) 行政機関その他苦情受付機関(担当、介護保険係)

○兵庫県国民健康保険団体連合会	①所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
○市・区役所 介護保険担当課 介護保険係	① 丹波篠山市 保健福祉部 長寿福祉課 介護保険係 所在地 丹波篠山市北新町 41 電話番号 (079) 552-1111 受付時間 8:30～17:15 月～金

令和 年 月 日
時 分

場所

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

説明者 今 西 美 幸 印

利用者並びに保証人は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

続 柄

保証人 住 所

氏 名 印

続 柄

事業所	住 所	兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
	法人名	社会福祉法人和寿園
	理事長	細 見 政 利 印